

福井県地域住文化要素基準

福井県の地域の伝統的な建築技術の基準（地域住文化要素基準）を以下のとおり定める。

1 必須事項

次の（１）から（３）のうち、いずれかに該当すること。

- （１） 屋根の過半を瓦で葺くこと。
- （２） ６畳以上の畳の間（和室）を設けること。なお、畳は県内に本店を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く）とすること。
- （３） 主要構造材について、墨付けおよび手刻みによる加工とし、かつ伝統的な継手仕口を用いたものとする。

2 選択事項

次の（ア）から（シ）のうち、いずれか３つ以上に該当すること。

- （１ 必須事項に複数該当する場合は、必須事項も含めて全部で４つ以上に該当すること）
 - （ア） 外壁の一面以上について、軒の出を0.9メートル以上とすること。
 - （イ） 外壁の見付面積20平方メートル以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁または木材による板張りとする。
 - （ウ） 内装の仕上げの見付面積20平方メートル以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁、木材による板張りまたは和紙クロス張りとする。
 - （エ） 室または廊下の1以上について、天井の仕上げを木材による板張りまたは網代天井とする。
 - （オ） 床の仕上げの面積10平方メートル以上を単層材板張りとする。
 - （カ） 主な居室に縁側（濡れ縁を除く）を設ける。
 - （キ） 屋内に洗い出し、たたき、陶板タイル、石張等の土間を5平方メートル以上設ける。
 - （ク） 和室に床の間を設ける。
 - （ケ） 県内に本店を置く建具業者が製作した障子または襖（枠、中子骨により構成される和襖）を2枚以上設ける。
 - （コ） 県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具（框戸等。フラッシュ戸を除く）を設ける。
 - （サ） 県内に本店を置く建具業者が製作した欄間を設ける。
 - （シ） 玄関入口を一間以上の引き戸とする。

3 適用地域

福井県全域とする。

ただし、県内市町が独自に地域住文化要素基準を定めた場合は、当該地域を除く。

4 適用開始時期

令和5年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。